

# 一般社団法人異才ネットワーク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人異才ネットワーク と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、発達障害やギフテッド・2E、また生きづらさを抱える多様な特性をもつ人たちについてすべての人に啓発し、もってこれらの人たちひとりひとりが当たり前のように十分に力を発揮でき、共存・共生できるダイバーシティ社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 発達障害に関する講演会・研修会・イベント等の企画及び開催
2. 会員相互の連携・協力・情報交換・親睦増進のための諸活動の実施
3. 発達障害に関する各種団体とのネットワークの構築
4. オルタナティブスクール及びアウトリーチ事業
5. ピアカウンセリング事業
6. 障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業
7. 飲食店営業
8. 日用品及び食料品の販売
9. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した個人または団体を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 社員が団体にあつては、当該団体を解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があつたとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

ただし、社員総会に出席しない社員が、書面又は電磁的記録による議決権の行使をすることを認める場合は、会日の2週間前までに通知しなければならない。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各一個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の権限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員一般法人法第111第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第36条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	谷川 知
設立時理事	直江 和子
設立時理事	伊藤 いつか
設立時代表理事	谷川 知

(設立時の社員の氏名及び住所)

第37条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	滋賀県大津市松本二丁目2番16-2号
		氏名	谷川 知
設立時社員	2	住所	滋賀県大津市大石中四丁目1番7号
		氏名	直江 和子
設立時社員	3	住所	滋賀県大津市一里山二丁目32番1-105号
			シャーマゾン・ラヴィベール
		氏名	伊藤 いつか

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上 一般社団法人異才ネットワーク 設立のため、設立時社員谷川知、同 直江和子、同 伊藤いつか の定款作成代理人である 行政書士 鹿内美恵子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和2年3月23日

設立時社員	谷川 知
設立時社員	直江 和子
設立時社員	伊藤 いつか

上記設立時社員3名の定款作成代理人  
滋賀県大津市松が丘二丁目1番6号  
行政書士 鹿内美恵子  
登録番号 第04401482号